

次世代法・女性活躍推進法のための 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月 1日～令和11年10月31日までの 5年間

2.

目標1：令和11年11月までに、労働者に占める女性労働者の割合を
20%以上とする。(女性活躍推進法)

＜対策＞

- 令和6年 9月～ 女性労働者の割合について実態を把握
- 令和6年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年 11月～ 女性労働者採用に向けての取組開始

目標2：令和11年11月までに、所定外労働時間を
一人当たりの月平均18時間以下とする。
令和11年11月までに、有給休暇の取得日数を
一人当たり年間10日以上とする。
(次世代法・女性活躍推進法)

＜対策＞

- 令和6年 9月～ 働き方の見直しに資する労働条件の整備行動計画策定 取組開始
所定外労働時間の削減、有給休暇取得とともに概ね達成
- 令和6年 11月～ 検討を重ね、100%の達成を目指す

目標3：令和11年11月までに、育児休業(1ヶ月以上)取得率を100%とする。
(次世代法)

＜対策＞

- 令和4年12月～ マタニティハラスメント・育休取得に関するハラスメントに
言及した就業規則の改訂。 取組開始
- 令和6年11月～ 周知に努め、100%の達成を目指す